

函館市養護老人ホーム入所措置実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項第1号の規定による入所措置について、函館市老人福祉法施行細則（平成8年規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入所措置の基準)

第2条 法第11条第1項第1号の規定による65歳以上の者（以下「高齢者」という。）を養護老人ホームに入所させ、または入所を委託する措置は、当該高齢者が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 身体上、精神上または環境上の事情については、次のアおよびイに該当し、かつ、ウ、エのいずれかに該当する者であること。

ア 入院加療を要する病態でないこと、および感染症を有していても、他の被措置者に感染させるおそれがないこと。

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定において原則として要介護2以上に該当しないこと。

ウ 軽度の認知症等の精神障害があるために日常生活に支障があり、かつ、その者の介護を行う養護者がいないか、またはいても適切に行うことができないと認められること。

エ 家族および住居の状況等、現在置かれている生活環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

(2) 経済的事情については、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第6条に該当する者であること。

(措置の実施機関)

第3条 措置の実施機関は、養護老人ホームへの入所措置を要する者の居住地または現在地が明らかな場合は、その者の居住地または現在地（法第11条第1項第1号もしくは第2号または生活保護法第30条第1項ただし書の規定により入所している者については、その者の入所前の居住地または現在地）の福祉事務所長（以下「所長」という）とする。こ

の場合における居住地とは、その者の居住事実がある場所をいうものであり、一時的な便宜のために現在地に生活していても、一定期限の到来とともにその場所に復帰して生活を継続していくことが期待される場合等は、その場所を居住地と認定するものとする。

2 養護老人ホームへの入所措置を要する者の居住地がないか、または明らかでない場合で、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める者を措置の実施機関とする。

(1) 措置を要する者が生活保護法の被保護者である場合は、当該保護を開始する時点におけるその者の居住地の所長とする。

(2) 措置を要する者が被保護者でない者であって、生活保護法第38条に規定する救護施設、更生施設および宿泊提供施設、法第20条の4から第20条の6に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホームおよび軽費老人ホームならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設以外の社会福祉施設ならびに病院等に入所している者である場合は、当該施設の所在地の所長とする。

(3) 措置を要する者が被保護者でない者であって、浮浪者等である場合は、その措置する時点におけるその者の現在地の所長とする。

（措置の決定手続き等）

第4条 所長は、養護老人ホームに入所の措置をしようとする者および養護委託の措置をしようとする者について、養護老人ホーム入所判定審査票（別記第1号様式）に健康診断書（別記第2号様式）その他の関係資料を添付して、函館市養護老人ホーム入所判定会議（函館市養護老人ホーム入所判定会議運営要綱に規定する会議をいう。）の意見を聴き、その要否を決定するものとする。

2 所長は、必要に応じて、措置を受けた者またはその家族等を訪問し、必要な調査および指導を行うものとする。

（措置の変更手続き等）

第5条 所長は、養護老人ホームの長から年1回、被措置者全員の措置後の生活記録等の提出を求め、入所継続の要否を総合的に見直すものとする。

2 所長は、前項の見直しにより他の施設の利用等が適当と判断される被措置者については、養護老人ホーム入所判定審査票に関係資料を添付し

て、函館市養護老人ホーム入所判定会議の意見を聴き、入所継続の可否を決定するものとする。

- 3 所長は、措置の変更等を実施する場合は、被措置者およびその家族等の意思を聴取するとともに、措置の趣旨について説明し、理解と合意を得たうえで行うものとする。

(措置の廃止)

第6条 所長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その時点において措置を廃止するものとする。

- (1) 措置の基準に適合しなくなった場合で所長が適当と判断したとき。
- (2) 退所したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 入院その他の事由により当該養護老人ホーム以外の場所で生活する期間が、3箇月以上にわたると明らかに予想される時、または概ね3箇月を超えるに至ったとき。
- (5) 介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になったとき。

(65歳未満の者の措置の基準)

第7条 所長は、満60歳以上65歳未満の者が、第2条各号に規定する基準に該当する場合において、特に必要があると認めるときは、養護老人ホームの入所の措置を行うものとする。

- 2 所長は、満60歳未満の者が次の各号のいずれかに該当する場合は、養護老人ホームへの入所の措置を行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所の要件を満たしているにもかかわらず、救護施設の定員等の事由により、これに入所することができないとき。
- (2) 介護保険法施行令第2条第1項第6号に規定する初老期における認知症に該当するとき。
- (3) 第2条各号に規定する基準に該当し、かつ、その者の配偶者(満60歳以上の者に限る。)が養護老人ホームへの入所の措置を受けるとき。

(遺留金品の取扱い)

第8条 法第27条に規定する遺留金品の取扱いは、生活保護法第76条の規定の例による。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

養護老人ホーム入所判定審査票 (兼措置台帳)

ふりがな		性別		年 月 日 (歳)
氏 名				
住 所	函館市	電話		

1 身体および日常生活動作の状況

(1) 要介護度 無・有 (:有効期間 H . . . ~H . . .)			
(2) 身体状況		(3) 日常生活動作(ADL)の状況	
ア.身長・体重	cm kg	ア.歩 行	・自分で可 ・一部介助
イ.視 力	・普通 ・弱視 ・全盲 ()	イ.排 泄	・自分で可 ・一部介助
ウ.聴 力	・普通 ・やや難聴 ・難聴 ()	ウ.食 事	・自分で可 ・一部介助
エ.言 葉	・普通 ・少し不自由 ・不自由	エ.入 浴	・自分で可 ・一部介助
オ.意 思	・疎通できる ・やや困難 ・困難	オ.着脱衣	・自分で可 ・一部介助
カ.おむつ	・無 ・有 ()		
キ.睡 眠	・普通 ・不眠 ・眠剤を使用		

2 健康状態・疾病状況

(1) 健康状態	(2) 現在の疾病状況
・健康	・病名 _____ (発症年月 年 月 服薬中・)
・普通	・病名 _____ (発症年月 年 月 服薬中・)
・病弱	・病名 _____ (発症年月 年 月 服薬中・)
・寝込むことが多い	・病名 _____ (発症年月 年 月 服薬中・)

3 精神の状況

(1) 性 格	・朗らか ・親しみやすい ・几帳面 ・こり性 ・自分のことを気にしやすい ・人にとけこめない ・すき嫌が多い ・わがまま ・頑固 ・短気 ・無口 ・融通がきかない
(2) 対人関係	・拒否的である ・普 通 ・協調的である
(3) 精神状態等	ア 下記に該当なし イ 認知症の中核症状 記憶障害 (・重 度 ・中 度 ・軽 度) 失見当 (・重 度 ・中 度 ・軽 度) ウ その他の症状 ・火の不始末 ・睡眠障害 ・幻聴幻覚 ・妄想 ・不安 ・うつ・抑うつ ・心気症状 ・焦燥 ・介護への抵抗 ・自傷行為 ・攻撃的行動 ・不穏興奮 ・大声や奇声 ・過食・異食 ・不潔行為 ・失禁 ・帰宅願望 ・昼夜逆転 ・徘徊 ・その他 () 〔 具体的な状況等 〕

4 収入等の状況

(1) 収入等の状況		(2) 他法の状況	
種 類	内 容 等	種 類	内 容 等
年 金 等	国老年・厚老年・共済・恩給	健康保険	国保・後期高齢者・社保(本人・家族)
	障害年金(国民・厚生・その他)・遺族年金(厚生・その他)	医療助成	無・有 ()
生活保護	無・有 (年 月 日受給開始)	身障手帳	無・有 (級, 障害名)

5 家族の状況

氏名	続柄	年齢	職業	健康状態	生計中心者の課税状況 (○: 生計中心者)
					ア. 生活保護法による被保護世帯 イ. 市町村民税非課税世帯 ウ. 市町村民税課税世帯 (均等割・所得割) エ. 所得税課税世帯

6 住居等の状況

・ 自家 (一戸建て・マンション等) ・ 借家 (公住・アパート・マンション・長屋・一戸建て) ・ 家族 () の (持家・借家) に同居 ・ 入院 (入所) 中 (施設名)

7 在宅における介護・福祉サービスの利用状況

サービスの種類	利用時期	サービスの種類	利用時期
	年 月		年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月
利用していない場合の理由			

8 配偶者および子の状況

主たる扶養義務者	氏名	続柄	住所	職業	電話	
氏名 (続柄) 理由 (根拠) ・ 同居の配偶者 ・ 同居の子 ・ 税扶養 ・ 保険扶養 ・ その他	同					
		引き取りできない理由				
	居					
		引き取りできない理由				
	別					
		引き取りできない理由				
	居					
		引き取りできない理由				
	引き取りできない理由					

9 入所希望者の生活歴等

(1) 出生地	
(2) 学 歴	
(3) 職 歴	
(4) 結婚歴	無・有(年 月 日 子供 人)
(5) 生活歴	
(6) 病 歴	

※調査結果及び特記事項

※申請処理状況

受 付	年 月 日	受 理	年 月 日	調 査	年 月 日
調査場所		面接者		入所判定	年 月 日

入所(養護委託)依頼について

以上の者について, 次のとおり入所(養護委託)を依頼したい。

依 頼 先	養護老人ホーム (施設名)
措置開始予定	年 月 日

課 長		主 査		担 当		起 案	年 月 日
-----	--	-----	--	-----	--	-----	-------

健康診断書（養護老人ホーム入所用）

氏名	男・女	生年月日			(歳)	
住所						
身 体 の 状 況	現在の疾病状況	病名・発症年月・治癒状況（または「治療内容」など）				
	既往症	病名・発症年月・現状				
	結核	有（感染の危険性：有・無 / 治療の必要性：有・無）・ 無				
	肝炎	HBS抗原	+ ・ -			
		HCV抗体	+ ・ -			
	その他の感染症	無・有	MRSA	疥癬	その他（)	
	膀胱・直腸障害	無・有	尿失禁（有・無）	便失禁（有・無）		
	起居動作の状況	歩行（可・否）	起立（可・否）	起座（可・否）	寝たきり	
	栄養状態等	良・中等・不良	身長	cm	体重	kg
	精神疾患または認知症の状態	無・有	疾患名：精神・神経症状			
	認知症の中核症状	・短期記憶 <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり ・日常の意思決定を行うための認知能力 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> いくらか困難 <input type="checkbox"/> 見守りが必要 <input type="checkbox"/> 判断できない ・自分の意思の伝達能力 <input type="checkbox"/> 伝えられる <input type="checkbox"/> いくらか困難 <input type="checkbox"/> 具体的要求に限られる <input type="checkbox"/> 伝えられない				
認知症の周辺症状	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 └─┬─┘ { <input type="checkbox"/> 幻覚・幻聴 <input type="checkbox"/> 妄想 <input type="checkbox"/> 昼夜逆転 <input type="checkbox"/> 暴言 <input type="checkbox"/> 暴行 <input type="checkbox"/> 介護への抵抗 <input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> 火の不始末 <input type="checkbox"/> 不潔行為 <input type="checkbox"/> 異食行動 <input type="checkbox"/> 性的問題行動 <input type="checkbox"/> その他()					
検 査 の 状 況	検尿	糖 ()	蛋白 ()	ウロビリノーゲン ()	潜血 ()	
	血圧	(/)				
	レントゲン所見					
	その他の所見 (血液検査等)					
医学的判定	1 要入院 2 要通院（養護老人ホーム入所：可・否） 3 入通院不要（養護老人ホームの入所は可能） 4 入院中であるが養護老人ホーム入所により退院可能 （退院後：要通院・通院不要）					
養護老人ホーム入所に関する所見						
上記のとおり診断します。 年 月 日						
住所 医療機関名 医師名						
					印	